

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設を行う旨の届出があったため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

平成28年12月19日

枚方市長 伏見 隆

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

〔名称〕 (仮称) ベルタウン中之芝店

〔所在地〕 枚方市楠葉中之芝二丁目（楠葉中之芝土地区画整理事業区域内）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マツモト

京都府亀岡市西堅町61番地の1

代表取締役 松本 隆文

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マツモト

京都府亀岡市西堅町61番地の1

代表取締役 松本 隆文

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年7月30日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,435平方メートル

(6) 駐車場の収容台数

231台

(7) 駐輪場の収容台数

140台

(8) 荷さばき施設の面積

145.0平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

21.1立方メートル

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所（出入口2箇所）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成28年11月29日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市役所産業文化部産業振興室商工振興課

(2) 縦覧期間

平成28年12月19日から平成29年4月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成28年12月29日から平成29年1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

・持参の場合

枚方市役所大垣内町二丁目1番20号（枚方市役所別館3階）

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課

・郵送の場合

〒573-8666

枚方市役所大垣内町2丁目1番20号

枚方市産業文化部産業振興室商工振興課